

人材育成推進委員会設置要綱

平成 12 年 2 月 24 日 区長決定
改正 平成 12 年 4 月 24 日
改正 平成 14 年 4 月 1 日
改正 平成 15 年 4 月 1 日
改正 平成 17 年 4 月 1 日
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 22 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 8 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 職場における人材育成と人事、研修部門との連携を図りつつ、人材育成方針を速やかに実施するため、人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は次の通りとする。

- (1) 人材育成施策の推進に関すること。
- (2) 人材育成施策の総合調整、進行管理、評価に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、区長が任命する次に掲げる委員をもって構成する。

ア 総務部長 イ 政策経営部政策企画課長 ウ 政策経営部経営戦略課長
エ 総務部総務課長 オ 総務部人事課長 カ 危機管理部防災危機管理課長
キ 区民文化部地域振興課長 ク 産業経済部産業振興課長 ケ 健康生きがい部高齢政策課長
コ 福祉部福祉総務課長 サ 子ども家庭部子ども政策課長 シ 資源環境部環境政策課長
ス 都市整備部都市計画課長 セ 土木部土木計画・交通安全課長
ソ 教育委員会事務局教育総務課長

2 区長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を若干名置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、総務部長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集する。

- 2 委員会は、委員（臨時委員を含む。）半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取をすることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 第3条第2項に掲げる臨時委員の任期は、当該特別事項を検討審議する期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年2月24日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成12年4月24日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和8年4月1日から施行する。